

早めの準備が必要です

- ・インボイス制度
- ・電子帳簿保存法

制度説明会を
開催します

個人事業主は
取引が不利になる！？



適格請求書??

インボイス制度とは？

インボイス制度とは簡単にいえば、取引内容や消費税率、消費税額などの記載要件を満たした請求書などを発行・保存しておくという制度です。要件を満たした請求書を保存しておくことで、仕入れ側は消費税の仕入額控除を受けることができます。インボイス制度は、2023年10月1日（日）からスタートします。制度の適用を受けるためには、適格請求書発行事業者になっていなければなりません。適格請求書発行事業者の登録申請は、2021年10月1日（金）から受け付けが開始されています。インボイス制度の義務化が始まる2023年10月1日（日）から登録を受けるためには、原則としてその6ヵ月前の2023年3月31日（金）までに登録申請書を提出する必要があります。インボイス制度下では、課税事業者が免税事業者との取引で支払った消費税は、仕入税額控除を受けられません。支払った消費税分は、課税事業者が自腹を切って納税することになります。

そのため免税事業者は、課税事業者から課税事業者になるよう要請されたり、免税事業者のままだと取引を控えられたりするということが考えられます。

組合ではインボイスや電子帳簿保存法の制度について、どのように準備を進めていくか？制度の内容について学習会を開催いたします。

学習会のお申し込みは裏面へ 

電子帳簿保存法とは？

令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために準備が必要となります。

請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。



【講師】

竹内暢税理士事務所
長野市合戦場 2-115-2
トヨビル 2F
竹内 暢（とおる）税理士

参加費無料

組合の顧問税理士が分かりやすく解説

【日時】 8月10日（水） 午後2：00～（約2時間）

【会場】 組合会館 長野市鶴賀字河原298-1

TEL 026-226-3037

【申し込み】 7月29日までに下記申込書を組合窓口にご持参いただくか FAX（026-227-9813）にてお申し込み下さい。

【参加者数】 先着30名 ※事業所は各社1名まで

インボイス制度 / 電子帳簿保存法 学習会申込書

| 支部名 | 班 | 参加者氏名 |
|-------------------------|----------------|-------|
| | | |
| 連絡先（携帯） | （ ） | — |
| ↓当日特に聞きたい事があればご記入ください。↓ | | |